

令和2年5月22日

保護者の皆様へ

神戸市

緊急事態宣言解除後の学童保育の利用について

この度、兵庫県は発令されていた新型コロナウイルスに対応する緊急事態宣言の対象区域から除外されました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、保護者の皆さまには家庭での保育にご協力をいただきありがとうございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではなく、再度の拡大の備えて、感染対策の定着を図っていく必要があります。

保護者の皆さまには、そのような状況をご理解いただいたうえで、下記のとおり学童保育施設の運営にご協力をお願いいたします。なお、今後状況に変化があった場合は期間を変更する場合があります。

記

1. 令和2年5月31日（日）まで

特別保育の期間については、以前お伝えしておりましたとおり、5月31日に終了します。

緊急事態宣言の対象区域からの除外に伴い、保護者の勤務再開などにより保育が必要となった方については、特別保育の対象として各施設をご利用いただけますので、ご利用されている施設まで特別保育申出書の提出をお願いします。（既にご提出いただいている方については改めての提出は不要です。）

【申込方法】

ご利用中の児童館又は学童保育コーナーに「神戸市立放課後児童クラブ特別保育申出書」をご提出ください。申出書は、次の二次元コードからも読み込み可能です。



2. 令和2年6月1日（月）以降

(1) 6月1日（月）～12日（金）について

上記の期間については、学校園での慣らし期間として分散登校が実施されるため、引き続き午前中から学童保育施設を開所いたします。なお、利用率の急激な上昇を抑え感染防止対策を徹底するため、可能な限り家庭保育へのご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症に関連して家庭保育に協力いただく事を理由に休会していただく場合は、通常の休会回数に含みません。

(2) 6月15日(月)以降

6月15日(月)以降、学校園において通常授業が再開されますので、学童保育施設は通常の時間帯での開所となります。(6月13日(土)は通常の土曜日の時間帯で開所いたします。)

3. ご利用にあたってのお願い

- ・登所前にご家庭で健康観察、検温をお願いします。
- ・発熱、咳等のかぜの症状がある場合は登所させないでください。
- ・登所後に発熱や普段と様子が違う等、体調の変化が見られた場合はお迎えに協力してください。
- ・お子さまが発熱した際、解熱後、24時間以上経過してから登所してください。
- ・保護者の方が入室する際は、手指の消毒をお願いします。
- ・保護者の方、お子さまともマスクの着用をお願いします。